

第五節 退職所得控除に係る勤続年数の計算

一 退職所得控除額に係る勤続年数の計算

退職所得控除額に係る勤続年数は、次に定めるところにより計算した勤続年数とする。(令69①)

(一)		退職手当等（退職手当等とみなされるもの（三）及び二並びに三の（二）において「退職一時金等」という。）を除く。以下第五節において同じ。）については、退職手当等の支払を受ける居住者（以下第五節において「退職所得者」という。）が退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間により勤続年数を計算する。ただし、イからハまでに掲げる場合に該当するときは、それぞれイからハまでに定めるところによる。
	イ	退職所得者が退職手当等の支払者の下において就職の日から退職の日までに一時勤務しなかった期間がある場合には、その一時勤務しなかった期間前にその支払者の下において引き続き勤務した期間を勤続期間に加算した期間により勤続年数を計算する。
	ロ	退職所得者が退職手当等の支払者の下において勤務しなかった期間に他の者の下において勤務したことがある場合において、その支払者がその退職手当等の支払金額の計算の基礎とする期間のうち当該他の者の下において勤務した期間を含めて計算するときは、当該他の者の下において勤務した期間を勤続期間に加算した期間により勤続年数を計算する。
	ハ	退職所得者が退職手当等の支払者から前に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、前に支払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間の末日以前の期間は、勤続期間又はイ若しくはロの規定により加算すべき期間に含まれないものとして、勤続期間の計算又はイ若しくはロの計算を行う。ただし、その支払者がその退職手当等の支払金額の計算の基礎とする期間のうち、当該前に支払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間を含めて計算する場合には、当該期間は、これらの期間に含まれるものとしてこれらの計算を行うものとする。
(二)		省略（次の二《みなし退職給与に係る勤続年数の計算》参照）
(三)		その年に二以上の退職手当等又は退職一時金等の支給を受ける場合には、これらの退職手当等又は退職一時金等のそれぞれについて（一）又は（二）により計算した期間のうち最も長い期間により勤続年数を計算する。ただし、その最も長い期間以外の期間の年数の計算の基礎となった勤続期間等（勤続期間及び（一）のイからハまでにより加算すべき期間又は二に掲げる組合員等であった期間をいう。以下（三）において同じ。）の全部又は一部がその最も長い期間の計算の基礎となった勤続期間と重複していない場合には、その重複していない勤続期間等について（一）又は（二）に準じて計算した期間をその最も長い期間に加算して、勤続年数を計算する。

（1年未満の端数の切上げ）

- (1) 一の（一）から（三）までにより計算した期間に1年未満の端数を生じたときは、これを1年として勤続年数を計算する。(令69②)

（退職手当等の支払者に含まれるもの）

- (2) 退職手当等の支払者には、その者が相続人である場合にはその被相続人を含むものとし、その者が合併後存続する法人又は合併により設立された法人である場合には合併により消滅した法人を含むものとし、その者が法人の分割により資産及び負債の移転を受けた法人である場合にはその分割により当該資産及び負債の移転を行った法人を含むものとする。(令69③)

(退職手当等の支払金額の計算の基礎となった期間と勤続年数との関係)

- (3) 勤続年数は、当該退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤続した期間により計算するのであるから、退職手当等の支払金額の計算の基礎となった期間が引き続き勤務した期間の一部である場合又はその期間に一定の率を乗ずるなどにより換算をしたものである場合であっても、勤続年数は、その引き続き勤務した実際の期間により計算することに留意する。(基通30-6)

(長期欠勤又は休職中の期間)

- (4) 一の表に掲げる勤務した期間には、長期欠勤又は休職(他に勤務するためのものを除く。)の期間も含まれる。(基通30-7)

(引き続き勤務する者に支払われる給与で退職手当等とされるものに係る勤続年数)

- (5) 引き続き勤務する者に支払われる給与で退職手当等とされるものに係る勤続年数は、当該給与の計算の基礎とされた勤続期間の末日において退職したものとして計算するものとする。(基通30-8)

(日々雇い入れられる期間)

- (6) 日額表丙欄の適用を受ける給与等の支払を受けていた期間は、一の(一)に掲げる「引き続き勤務した期間」及び「他の者の下において勤務した期間」に含まれない。(基通30-9)

(一時勤務しなかった期間がある場合の事例)

- (7) 一の(一)のイの「一時勤務しなかった期間がある場合」とは、次に掲げるような場合をいうのであるから留意すること。(編者注)
- ① 甲会社の役員又は使用人が乙会社に派遣され、後日甲会社に復帰した場合
 - ② 労働組合事務専従者であった期間がある場合

(前に勤務した期間を通算して支払われる退職手当等に係る勤続年数の計算規定を適用する場合)

- (8) 一の(一)のロ及びハただし書は、法律若しくは条例の規定により、又は所得税法施行令第153条《退職給与規程の範囲》若しくは旧法人税法施行令第105条《退職給与規程の範囲》に規定する退職給与規程において、他の者の下において勤務した期間又は前に支払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間(以下(9)においてこれらの期間を「前に勤務した期間」という。)を含めた期間により退職手当等の支払金額の計算をする旨が明らかに定められている場合に限り、適用するものとする。(基通30-10)

(前に勤務した期間の一部等を通算する場合の勤続年数の計算)

- (9) 一の(一)のロ及びハただし書に掲げる場合において、退職手当等の支払金額の計算の基礎とする期間のうちに、前に勤務した期間のうち一部の期間又は前に勤務した期間に一定の率を乗ずるなどにより換算をした期間を含めて計算するときは、それぞれ当該一部の期間又は当該前に勤務した期間を勤続期間に加算して勤続年数を計算するものとする。(基通30-11)

(一の(一)のロの適用がある場合の例示)

- (10) 一の(一)のロの適用があるのは、次に掲げるような場合であるから留意すること。(編者注)
- ① いわゆる親会社の役員又は使用人が子会社に派遣された場合に子会社が当該役員又は使用人に支払う退職手当等の計算の基礎に親会社における勤続期間を含めている場合
 - ② 労働組合事務専従者であった期間がある者に支払う退職手当等の計算の基礎に当該専従者であった期間を含めている場合

(一の(一)のロにより加算する期間)

- (11) 一の(一)のロにより加算する期間は、他の者のもとにおいて勤務した期間のうち、退職手当等の支払者が当該退職手当等の支払金額の計算の基礎に含めている期間に限られるのであるから留意すること。(編者注)

(既に支払った退職手当等を控除して退職時に支払う退職手当等を計算する場合の勤続年数の計算)

- (12) 退職給与規程の改訂又は身分の変更により、退職手当等の支給を受けたことがある者に支払う退職手当等が、当該改訂又は変更前に勤務した期間を含めた勤続年数により計算された金額から、先に支給した金額を控除して計算されることとなっている場合であっても、当該改訂又は変更により支給された退職手当等の計算の基礎とされた勤続期間の末日以前の期間は、一の(一)のハの「含まれない」期間に該当するものであること。(編者注)

(既に退職手当等の支払を受けた場合の勤続年数に含まれない期間)

- (13) 既に支給を受けた退職手当等の計算の基礎となった勤続期間が、実際に勤続した期間の一部である場合であっても、当該退職手当等の計算の基礎となった勤続期間の末日までの期間の全部の期間が、一の(一)のハの「含まれない」期間となるのであるから留意のこと。(編者注)

(復職等に際し退職手当等を返還した場合)

- (14) 既往における退職に際し退職手当等の支払を受けた場合であっても、その後復職又は再就職に際し、その復職又は再就職のための条件として定められたところに従い、当該退職手当等の全額を当該退職手当等の支払者に返還したときは、一の(一)のハに掲げる「前に退職手当等の支払を受けたことがある場合」に該当しないものとする。(基通30-12)

(勤続年数の計算の基礎となる期間の計算)

- (15) 勤続期間、一の(一)のイ若しくはロにより加算する期間又は同ハただし書により含まれるものとされる期間は、それぞれ暦に従って計算し、1月に満たない期間は日をもって数え、これらの年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、日数は30日をもって1月とし、月数は12月をもって1年とする。

二に掲げる組合員等であった期間についても同様とする。(基通30-13)

(旧退職積立金及び退職手当法の規定による退職手当の支払を受けていた場合の特例)

- (16) 「厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(昭和25年法律第35号)第2条の規定により支払を受けた旧「退職積立金及び退職手当法」(昭和11年法律第42号)の規定による退職手当は、一の(一)のハの適用に当たっては、前に支払を受けた退職手当等に該当しないものとする。(編者注)

【参考】 特殊な場合の退職所得控除額の計算方法の概要

区 分	計 算 例	勤 続 年 数 の 計 算 方 法
(1) 退職手当等の支払者の下において就職の日から退職の日までに一時勤務しなかった期間がある場合(令69①一イ)	<p>勤続年数 = (a) + (b)</p>	一時勤務しなかった期間前にその支払者の下において引き続き勤務した期間を勤続期間に加算
(2) 退職手当等の支払者の下において勤務しなかった期間に他の者の下において勤務したことがある場合で、その退職手当等の支払金額の計算の基礎とする期間のうち当該他の者の下で勤務した期間を含めて計算するとき(令69①一ロ)	<p>勤続年数 = (a) + (b)</p>	当該他の者の下において勤務した期間を勤続期間に加算